広報みさき

人のうごき　3月1日現在

（人口）7,427人（男）3,426（女）4,001

（世帯）2,131

	婚姻	離婚	出生	死亡
49年1月	1		7	9
2月	3		6	13
3月	4		5	7

昭和49年全国統一交通安全用語

運転者	あせってる、今があなたの赤信号
歩行者	止まります、待ちます、車がきれるまで
子供	まがります、自転車おりて、右左

四十九年度当初予算きまる

住みよい町づくりへ

一般会計　6億7百30万円

新年度当初予算を審議する第一回定例町議会は三月十二日から四日間の会期で開かれ、総額六億七百三十万円の一般会計当初予算その他特別会計予算のほか、重度身心障害者医療費助成条例など二十一議案を審議して原案どおり可決決定いたしました。

町長は四十九年度予算を提出するにあたって、施政の基本的な方針を次のように明らかにしました。

施政方針

昭和四十九年度三崎町一般会計ならびに特別会計の当初予算を提出するにあたり当面緊急を要する諸問題について所信の一端を申し述べます。

現下のわが国における社会経済の変化のテンポは、まことに目まぐるしいものがあり、ご承知のとおりちょうど一年前の今頃は円高ドル安の状況下における国際収支の改善が急務とされ、外貨をへらすための諸施策を積極的に推進したのでありますが、一年を経過した今日では、石油をはじめとする国際商品の一連の価格高騰にともなって再び外貨を蓄積することの必要性が強調されたり、また一年半前まで超金融緩慢とそれに基づく低金利が昨年においては年初より金融引き締策が展開されたり、これと並行して融資枠についても厳しい規制措置がとられております。

このような内外諸情勢の急激な変動の影響はもとより地方団体をもその圏外に置くものでなく地方自治をとりまく環境諸条件もまた急激な変化にさらされているところであります。

即ち、今日のわが国内政の最重要課題は物価の安定と物不足解消の実現を図るための生活関連諸法の整備をはかることとあわせて、国及び地方団体を通ずる公共部門における緊縮財政、民間部門における投資及び消費の両面にわたる大幅な節減のよびかけ等による総需要の徹底した抑制を行うことを基本としなければならないと思います。

先般、自治省財政局長より『当該年度は極めてきびしい内容となるので、この際全般の経費についてみなおしを行ってその節減合理化に努めるとともに、不要不急の事業については極力抑制し、財政運営の健全化について特に留意すること』という通達が参っております。

このような環境諸条件の急激な変化の中で新年度における本町の財政は、基本的に総需要抑制という国と同一の基調に立って公共事業及び単独事業等公共投資の面に大幅な圧縮を加えるとともに、その中にあっても生活道路、上下水道、文教施設、社会福祉施設等住民生活に直結する事業の整備については最大限度の配慮を加えることとし、とくに社会福祉関係経費の大幅な増加をはかっており、その他、各種事業に対する町負担の軽減に努めるとともに、管理機能の拡充強化を行い、住民サービスの充実に配慮しております。

他方、これらの財政需要を賄うための財源としては、町民税及び地方交付税の自然増収を見込み財政の均衡をはかりました。

本町における当初予算については経常的経費の年間所要額と一部の継続事業費を計上しておりますが、四十九年度の建設事業費については今後の財源のみとおしを勘案しながら逐次補正して参りたいと存じます。

このような先行不安の現況の中で昭和四十九年度一般会計予算の総額は六億七百三十万円と決定いたしました。

つぎに、特別会計予算のうち三崎町旅客上屋特別会計につきましては、総額百七十六万六千円でございますが、財源措置を一般会計よりの繰入金百六十一万円を充当しており今後も本施設の有効な利用について配慮いたしたい考えでございます。

三崎町国民健康保険特別会計予算は事業勘定で総額二億一千九百九十万六千円、施設勘定で三億四十八万九千円でございます。

事業勘定の中では医療費の引き上げ幅、老人医療費の上昇等によって前年度対比二八・六%の上昇でありますが医療費の支払財源を国庫補助金の増額に求めてもなお不足をきたす状態にあるため、やむなく保険税の引き上げを実行しなければならなくなりました。

事情ご賢察くださいますようお願いいたします。

また施設勘定においては直営診療所の経営が逐次好転し、累積赤字の解消もほど近いものと考えられ、なお一層の努力をいたす所存でございます。

三崎町簡易水道事業特別会計予算の総額は収入で二千二百三十＊一万六千円、支出で二千七百三万三千円であります。

現在、南予水資源開発が進められておりますので、これら事業の推進状況をみながら老朽施設の改良、増水対策に努めたいと思います。

以上、所見を申しのべましたが私の任期も本年度をもって最終の段階でございます。

現在社会の情勢、国・県における施策又は本町の現況等を勘案し、総合的に判断して諸施策にとりくみ有終の美をかざりたいと存じます。

一般会計当初予算のあらまし

一般会計予算の総額は六億七百三十万円で昨年度の当初予算と比べて九千五百三十二万九千円、一八・六パーセントの増となっております。金額については別表のとおりですがおもな内容をとりあげてみますと

(1) 老人福祉対策として、独居老人家庭に対する非常ベル及び貸付電話の設置、また老人クラブ育成補助金の増額のための経費。

(2) 今年度から実施されます重度心身障害者医療費助成。

(3) 住民の健康管理対策として、成人病検診、母子健康の推進及び零才児医療費の助成

(4) 生活環境整備として、小規模下水排水施設補修など、すぐやる環境整備費、

(5) 農業・水産業基盤整備のための元利補給金及び助成。

(6) 教育費には、学校無人化対策の施設整備費、教育振興備品の充実をはかるための費用及び児童・生徒各種大会参加費、また、社会教育においては各種団体や学級、グループ育成のための活動助成費を計上しております。

なお、地区開発の関心事であります漁港・港湾の整備及び農林道・町道の新設、改良、舗装事業や下水道など地域社会振興事業については、住民の代表であります議会や地元の声を十分検討のうえ、今後の補正予算で計上されることになりますが、工事の都合で当初予算にくんでおりますおもな事業は次のとおりです。

(1) 町道など小改良事業費、百六十五万円

(2) 交通安全施設整備のための、カーブ鏡やガードレールの設置費、百四十万円、

(3) 漁港整備事業で四千百万円、そのうちわけは、

(ア) 影の平漁港局部改良、一千百万円

(イ) 与侈漁港改修、一千五百万円

(ウ) 二名津漁港改修、一千五百万円

一般会計の目的別歳入歳出

（歳入）　（単位千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 町税	45,001	35,640	9,361
2 自動車重量譲与税	5,000	2,300	2,700
3 自動車取得税交付金	10,000	4,100	5,900
4 地方交付税	405,000	300,129	104,871
5 交通安全対策特別交付金	150	70	80
6 分担金及び負担金	4,732	4,503	229
7 使用料及び手数料	4,019	3,546	473
8 国庫支出金	74,529	52,680	21,849
9 県支出金	43,179	33,088	10,091
10 財産収入	18	18	0
14 諸収入	2,772	1,897	875
15 町債	12,900	74,000	△ 61,100
歳入合計	607,300	511,971	95,329

（歳出）　（単位千円）

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 議会費	20,805	15,675	5,130
2 総務費	112,190	171,683	△ 59,493
3 民生費	112,454	82,042	30,412
4 衛生費	36,183	26,273	9,910
6 農林水産業費	110,641	79,353	31,288
7 商工費	5,270	4,326	944
8 土木費	24,540	27,948	△ 2,408
9 消防費	11,253	8,604	2,649
10 教育費	58,782	46,095	12,687
11 災害復旧費	1,250	1,472	△ 222
12 公債費	113,432	48,000	65,432
15 予備費	500	500	0
歳出合計	607,300	511,971	95,329

旅客上屋特別会計当初予算

（単位千円）

歳入区分	予算額	歳出区分	予算額
使用料	156	旅客上屋費	289
繰入金	1,610	公債費	1,477
合計	1,766	合計	1,766

国民健康保険特別会計当初予算

(1) 事業勘定　（単位千円）

歳入区分	予算額	歳出区分	予算額
国民健康保険税	60,052	総務費	10,447
使用料及び手数料	10	保険給付費	203,573
国庫支出金	154,422	保健施設費	3,927
繰入金	2,072	公債費	806
繰越金	3,000	諸支出金	10
諸収入	350	予備費	1,143
合計	219,906	合計	219,906

(2) 施設勘定　（単位千円）

歳入区分	予算額	歳出区分	予算額
診療収入	211,556	総務費	86,848
使用料及び手数料	520	医業費	103,724
繰入金	3,308	施設整備費	450
繰越金	10,000	公債費	10,425
諸収入	1,295	予備費	18,112
翌年度歳入繰上充用金	73,810	繰上充用金	80,930
合計	300,489	合計	300,489

簡易水道事業特別会計当初予算

（単位千円）

収入	金額	支出	金額
営業収益	17,009	営業費用	20,081
営業外収益	3,520	営業外費用	5,115
資本的収入	1,787	建設改良費	500
		企業債償還金	1,287
		予備費	50
合計	22,316	合計	27,033

―年金積立金還元融資で―
二名津診療所に最新式レントゲン設置!!

皆さんが、もし不幸にして病気になられた場合、少しでも早くみつけて、早く治療して元気な身体で、みんなが明るい健康な毎日をおくれるように、地域の皆さんの健康増進と医療設備の充実をはかるために、このたび二名津診療所に最新型のレントゲンを設置しました。なお設置に要した財源は次のとおりで、起債額四、〇〇〇千円は、皆さんが納めていただいた国民年金の積立分を国から借りたお金です。

事業費　四五五〇千円
内訳
起債　四〇〇〇千円
一般財源　五五〇千円

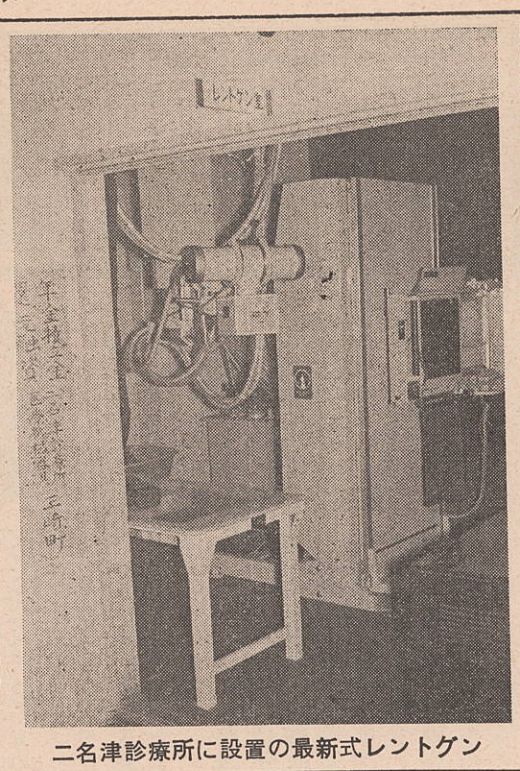
二名津診療所に設置の最新式レントゲン

三崎町消防団長に
小田頼夫氏就任

昭和四十九年度三崎町消防団長として小田頼夫氏が就任された。小田新団長は谷口元団長の後継者として過去二カ年間副団長として多大な貢献をして来ているが、このたび前期団長が任期満了に伴って、分団長各位の万場一致による推せんにより選出されたものである。小田新団長は昭和四十九年四月一日付で辞令を町長より拝命するや消防人として活発な活動を展開し、多くの他の団員の期待を背負いながら次のように初心を語っている。

三崎町の建設は火災のない町づくりから始まると信じているが、近来過疎化による青壮年代の都市への流出又一時的出稼による消防団員の減少等、今日多多くの問題をかかえている。

その解決策としては、住民の理解の元、町民総ぐるみの予防消防に徹することが大事なことであり、そのためには本年十一月に予定している防火会議において三崎町民に予防消防の必要性と実践について語り会いたいと考えています。

消防団の今後の施策としては、消火諸設備の拡大強化と操作の簡略化を推進し、婦女子にでも、火災発生となるや消火が可能な消火栓の配備、又消火器の普及策をこうずる等が大切であるという。

その他消防団員のマナーの適正化を図ることも規律ある消防人としての使命であると語り、幸いにして新役員体制の中で副団長として就任した。磯崎茂文山本猛、福島三郎、御三方の絶大なる協力のもと新執行体制を確立し、分団長各位の協力よろしきを得て地域防災の気を上げたいとしめくくった。

新役員は次のとおり

団長　小田頼夫　三崎
副団長　磯崎茂文　三崎
副団長　福島三郎　二名津
副団長　山本猛　大佐田

印鑑証明の交付について

経済の発展に伴ない、一般の取引における重要な契約書や不動産の登記申請等に添付される印鑑証明の利用度は、日に日に増してきています。

印鑑証明書というものは「印影があらかじめ市町村に届け出てある印鑑（いわゆる実印）と同一であることの市町村長の証明書」ですが、幅広く利用されている理由は、重要な書類の作成者が本人に相違ないことの証明となり、お互いが安心して取引できるからです。このように大切な印鑑証明書ですから、私達職員も充分注意して印鑑事務の取扱いを行なっておりますが、町民の皆様にも、実印の重要性、印鑑証明の大切さを再度認識していただき、印鑑証明書の交付申請を行なう場合には、次のような点を御留意の上、御協力をお願い申し上げます。

1、本人自ら役場窓口に来て交付申請書に必要事項を記入して交付申請を行なって下さい。わざわざ申請書に住所、氏名、生年月日等を書いていただくのは、本人に間違いないかどうかの一応の判断、確認の資料また、後日に至ってもめごとが生じた場合の一応の証拠資料として必要だからです。

2、本人がどうしても来られない場合は、代理人による交付申請も構いませんが、委任状が必要です。

委任状というのは、本人が信用して、ある人に印鑑証明書何通の交付申請を依頼するということを証明する書面ですから、必ず本人が署名押印の上で代理人にお渡し願います。なお、委任状には二十円印紙（五月からは五十円印紙）が必要です。

「山取り」の乱伐をふせぎ
山地保全に努めましょう

近年、環境緑化用樹木生産の一つとして「山取り木」生産が増加していますが、この山取り木の乱獲による山地荒廃が心配されるようになっています。

環境緑化用樹木の山取りを正しく行い山地保全に努めましょう。

一、山取りを行うときは、法規制等を受けるか否か事前に役場等関係機関と協議しましょう。

二、山取りは、がけくずれ、土砂の流出、地すべり等の危険のないところで行い、又樹木の比較的多いところを選びましょう。

三、地形の悪いところにある樹木や、活着の悪い大きな樹木の無理な掘り取りは極力さけるようにしましょう。

四、掘り取りは、ぬきとり、帯状又は小群状の方法により行いっせい掘り取りは極力さけるようにしましょう。

1、掘り取りについては、根はちは必要最少限度にとどめましょう。

2、掘り取りの跡地は、そのまま放置せず可能なかぎり埋めもどしをしておきましょう。

3、掘り取りの跡地は可能なかぎり樹木の植栽を行うようにしましょう。

住民基本台帳（住民票）はあなたの権利を守ります

住民基本台帳は個人または世帯を単位（当町は個人）とした住民票で構成され、住民からの届出または職権によって住民の氏名、本籍、住所等をはじめ選挙人名簿の登録、国民健康保険や国民年金の被保険者の資格、米穀類の配給に関することを記載することになっている。（住基法第七条・第八条）

そして、住民基本台帳に記録されなければ、選挙権の行使、義務教育の就学、国民健康保険の給付などが受けられず、個人の住民税も原則として住基本台帳に記録されている者に対して、賦課されることになっている。

しかし、原則として実際に住んでいる市町村に登録しなければならないことになっており、選挙権の資格取得のため、国民健康保険の資格取得のための免許を取るため等の住所変更は認められておりません。

住所が変った時、次の四通りの届出があります。必ずいる物は、印鑑で、期間は十四日以内です。

一、転入者
前住所地でもらった転出証明書、米穀通帳、国民年金手帳、国民健康保険証、印鑑

二、転居届
米穀通帳、国民健康保険証、印鑑

三、転出届
転出先の住所、米穀通帳、印鑑、国民健康保険証、手数料（五十円）

四、世帯主変更届
米穀通帳、国民健康保険証、印鑑

!!結核検診を必ずうけましょう!!

近代医学の進歩にともない、最近の結核医療の進歩はめざましく病気を早く発見し適切な治療を行えば比較的たやすく治せるようになりました。

このため結核で死亡する人は年々減ってきています。かつては国民病といわれた結核がこのように減少していることは、まことによろこばしいことですがだからといって結核はもう怖くないとみくびることは、強く戒めなければなりません。

病気を自覚している人は三十六パーセントにしかすぎません。

最近の調査によりますと、全国にはおよそ一〇七万人の結核患者がおり、このうち、治療を必要とする者が六十八万三千人もいることが明らかになりました。しかも、このうち自分が結核にかかっていることを自覚していた者は三十六パーセントにすぎない結果が出ています。初期の結核には、はっきりした自覚症状がないことが多く気がついたときには病気がかなり進んでいることが少なくありません。患者は中高年令層にふえています。結核患者を年令別にみてみると、若い人には少なく、働きざかりの人や老人に多くなっています。これは若い人は、健康診断が徹底したのに反して、働きざかりの人たちは、健康

（三面へつづく）

◎現在ナンバーをつけて使っている軽自動車は軽自動車届出済証の届出年月日により，きめられている期限までに検査を受けて下さい。

届出年月日		検査期限
45年4月1日から	45年6月30日まで	昭和49年6月末日
45年7月1日から	45年9月30日まで	7月〃
45年10月1日から	45年12月31日まで	8月〃
46年1月1日から	46年3月31日まで	9月〃
46年4月1日から	46年6月30日まで	10月〃
46年7月1日から	46年9月30日まで	11月〃
46年10月1日から	46年11月30日まで	12月〃
46年12月1日から	47年2月29日まで	1月末日
47年3月1日から	47年4月30日まで	2月〃
47年5月1日から	47年7月31日まで	3月〃
47年8月1日から	47年10月31日まで	4月〃
47年11月1日から	48年1月31日まで	昭和50年5月〃
48年2月1日から	48年4月30日まで	6月〃
48年5月1日から	48年6月30日まで	7月〃
48年7月1日から	48年8月31日まで	8月〃
48年9月1日から	48年9月30日まで	9月〃

期限を経過した車は，現車を持込んで至急に検査を受けて下さい。

昭和48年10月1日から軽自動車の検査が行なわれていますが，軽自動車は，定められた期限内に軽自動車検査協会の検査を受けて，自動車検査証を備え，ステッカーを貼って使用しなければなりません。検査を受けて安全な車で走りましょう。

◎検査を受けるときは，次のものが必要になります。

●現在ナンバーをつけて使用している車

1. 新規検査申請書
2. 軽自動車届出済証
3. 自動車損害賠償責任保険証明書（保険期間が2年をこえるもの）
4. 印鑑
5. 検査手数料 600円（民間車検を受けた場合は 400円）
6. 保安基準適合証（民間車検を受けた場合）

―年金積立金還元融資で―
釜木地区 簡易水道施設完成!!

釜木地区の水道施設は、約二十年前に建設されたもので、施設が老朽化して漏水箇所が多く、度々断水する状態でしたが四十八年度事業で建設中でした簡易水道施設が完成したことにより、今迄の給水難が解消され、部落全域に水が行き渡るようになりました。

事業に要した財源は次のとおりで起債額三五〇〇千円は、**年金の積立分**を国から借りたお金です。

事業費	六七三二千円
内訳	
県補助金	三〇〇〇千円
起債	三五〇〇千円
一般財源	二三二千円

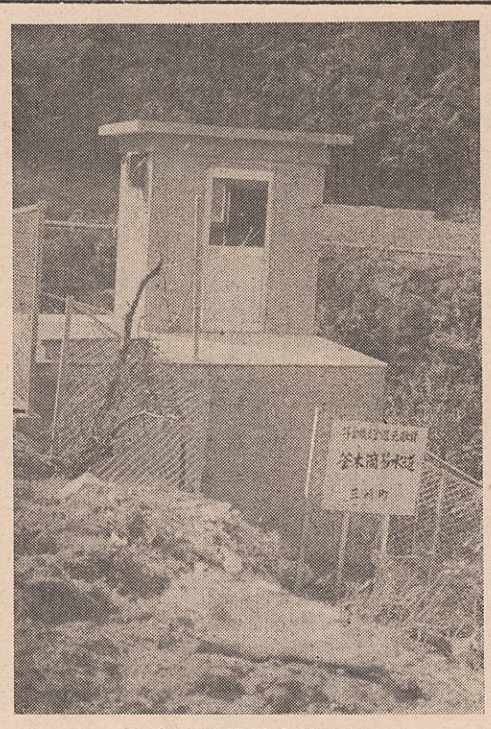

釜木地区簡易水道施設

三崎町青年団協議会長に
大佐田出身、大星八郎さんに決定!!

去る三月末日、三青協定期総会に於いて新役員の選出並に決定がなされ、過去、南部青年団長として多大な貢献をし功績を残した大星八郎さんがこの度、会長として就任、ちなみにその実績として紹介すると、地域の郷土芸能の普及と豊かな町づくりの一貫として南部地区に「唐獅子」を新しく取り入れる等、大変な情熱を燃やす好青年として知られている。

大星会長は青年団活動から運動へと飛躍を図り、その方法論として日常生活の中から、問題を提起しその問題を青年のみでなく広く住民にその問題を投げかけ、もちろん青年が主体となりつつも住民総ぐるみの改善、改革になるべく運動を展開したい、と講想を明らかにしている。

新役員紹介

会長	大星八郎
副会長	津田正利
副会長	井上栄子
事務局長	小田鉄夫
	大佐田松
	三崎正野

町婦人会と同様、明日の三崎を築く強力な団体として期待される。

三崎町婦人会 新役員決まる
!!活動から運動へ!!

先日、婦人会、青年団の総会が開催され、新役員が万場一致で選出され決定された。

婦人会においては、昨年奥田会長を中心に町内千人をこす婦人会員の連体意識と会員としての自覚を高めるために、「支部めぐり」「婦人バレーボール大会」又文楽「たちばな」発行を目目玉商品として活動し大変意義深い一年を送ってきた。

今年度は新会長に三崎より選出された中田良子さんが就任され会員の信頼と期待は大きいものがある。中田新会長は『昨年度の活動に輪をかけ、婦人会の力強さを発揮し、又地域づくりに貢献したい』と抱負をのべ、意気揚々としており今後の活躍が特に期待されている。

婦人会新役員

会長	中田良子
副会長	竹内久子
書記長	中村マツエ
川本寿子	三崎二名津
	三崎崎

交通安全の指導員決定

昭和四十九年四月十六日付にて、三崎町交通指導員が委嘱され本年から二年間町の交通指導にあたることとなりました。

三崎町民を交通事故から守る、尊い仕事をして下さる方々です。御協力下さい。

交通指導員名簿

住所	氏名	新再別
三崎町三崎1735	堀内栄	再
〃 1729	宮本正大	再
〃 2253	中村岩男	再
〃 大佐田20	大星八郎	新
〃 串 715―3	桝本吉太郎	再
〃 正野 945―2	加藤不二男	再
〃 二名津 239	村市長英	新
〃 名取乙 503	水根福雄	新
〃 松 808	亀井竹男	再

国民年金からのお知らせ

◎二級障害者にも福祉年金が支給されることになりました。

△この障害者福祉年金は、いままでは一級障害者に限られていましたが今年四月から比較的軽い二級の障害者にも支給されることになりました。支給される額は六万円で月額五千円です。いま、年令が二十才から五十九才までの人で、以前から二級障害者に該当していた人も、厚生年金など、ほかの年金を受けていなければ、四月から支給を受けることになります。

◎国民年金の保険料を納められない方は免除の手続きを。

△国民年金の保険料は毎月納めていくのが建前です。しかし、家計が苦しかったり、失業や災害などで保険料を納めたくても納められない人については、簡単な手続きで国民年金保険料を納めることを免除する制度があります。この免除手続きの〆切は七月三十一日ですから免除希望される方でまだ届出をされていない人は〆切日までに間違いのないように届出てください。

◎老令年金の請求について

今年度中に老令年金を受ける権利の出来る人は、国民年金に加入していた人で明治四十二年四月三日から明治四十三年四月一日までに生れた人です。六五才になりましたら忘れずに役場年金係まで印かんをもって請求に来て下さい。

△支給の繰り上げ。

老令年金は六五才から支給されることになっていますが六五才になるまでに年金を受けたいという人は、六〇才から希望すれば支給されます。年金額は、別表のようになります。

繰り上げ支給の年令	支給される老令年金の額
六〇才～六一才	八七、〇〇〇円
六一才～六二才	九七、五〇〇円
六二才～六三才	一〇八、〇〇〇円
六三才～六四才	一二〇、〇〇〇円
六四才～六五才	一三三、五〇〇円
六五才	一五〇、〇〇〇円

この表は明治四十四年四月一日までに生れた人の年金額です。

◎ごあんない

国民年金保養センターうわじまが五月一日オープンしました。

国民年金保養センターとは、国民年金の被保険者、受給権者をはじめ、その他一般の方々の健康増進と保養に役立てるためにつくられたものです。

自然にめぐまれた環境の中に建てられたモダンな当センターは、ロビー、スナックコーナー、舞台つきの大広間、趣向をこらした大浴場など、ホテルそこのけの設備です。利用料金は一泊二食付で二千二百円（国民年金被保険者、及び受給権者）から二千六百円（一般）と結構づくめな公営の宿泊施設です。

自然にめぐまれた近代的な設備として皆さまがたのご宿泊に、ご宴会に、ご休憩に、ぜひご利用ください。利用申し込みは、国民年金保養センター「**うわじま**」宇和島市丸穂字天満甲二〇七ノ二、電話（〇八九五二）五一三〇〇〇、三〇〇一番か役場年金係に連絡ください。

「松くい虫被害枯木伐採薬剤駆除運動をすすめよう」

松くい虫による松の被害が、ところかまわずひろがっています。せっかくの観光三崎も、これでは「緑の岬」を求めてやってこられるお客さんにソッポをむかれそうです。

このように松が枯れていく原因は、「マツノザイセン虫」というもの害中によるものとされています。ところが、この害虫を伝播する「マツノマダラカミキリ虫」というやっかいものがいて、松くい虫防除対策をむづかしくしています。

マツノマダラカミキリ虫一匹が一万五千頭のマツノザイセン虫をもつけてマツの若い枝を食い、マツノザイセン虫をバラまき、林から林へ移動します。

（マツノザイセン虫は傷口から樹体へ侵入します）ですから、いわば菌をばらまくやっかいものを退治しなければ、松くい虫被害をくいとめることはできません。

町では去る九月十二日に「松くい虫被害防除対策協議会を開き、採薬剤駆除作業実施について協議し、十、十一月にこの作業を実施することになりました。

私たちは松が枯れ、商品、財産の直接損失をこうむることから、これをふせぎ守ることはもとより重要ですが、これまで他の樹木と共に防風林であったり、あるときは目標物として、かつ又塩害、災害をふせぐなどの数しれない貴重な役割をはたしてきた松の間接的な効用を特に重視する必要があると思います。

このような気持で私たちは、とりあえず松の枯木を伐採し薬剤散布することによって、少しでも松くい虫被害をくいとめ、緑の三崎をとりもどすために、山林所有者の皆さんのご協力を得て、みんなでとりくんでいきたいものです。

私の提言

土屋佳照

まさに激動の社会経済情勢の中に新年度を迎えることとなった。

今日までの経済成長の過程で生じてきたもろもろのひずみが、国民生活に重くのしかかりその対応策が国民的課題とされていた矢先の石油危機の到来であった。

資源小国たるわが国の社会経済が大きな不安と混乱にまきこまれたことも当然といえよう。

今後とも、南北問題を抱え国際的な資源ナショナリズムの台頭の中でどのような推移をたどるかは予測の限りでない。

わが国にとってまことに試練の年といわなければならない。今こそ、国際環境の中におかれたわが国の基本条件を正確に把握し、相互依存の度合の強まった国際社会の中で平和と繁栄のためにどのような道を選ぶべきか、そして、国民生活にとって何が価値あるものか、どのような国土、社会の建設が真の幸福をもたらすことになるのかを、国民の一人一人が主体性をもって冷静に判断しなければならない、このような重大な局面の中で、本年は一〇回目の参議院議員通常選挙が行われることになる。

できるだけ多くの有権者の参加によって、公正な選択が行われることが本年の選挙の課題というべきであろう。

一票の力の重大さに思いをいたし、投票できる状態にありながら棄権することは、どのように弁識しようとも現実からの逃避にすぎないことを強く有権者に訴えたい。

三崎町明るく正しい選挙推進協議会

（二面のつづき）

結核予防法第四条第三項の規定により必ず年一回受診しなければならないこととなっています。三崎町からは、結核患者をなくするため進んで受診してください。受診料は無料です。撮影は二、三秒ですみますから気軽においでください。

標語

①せき、たん、の続く者は医療機関へ

②進んで受けよう結核検診

③結核予防は主婦の手で

診断が徹底しきれないことが原因しています。健康といわれる人も年に一度は健康診断をうける必要があります。

健康診断をうけてあなたの健康を確認してください。

結核健康診断は、レントゲン自動車などによって、実施しています。検診日は事前に、回覧、マイク放送等でお知らせしておりますが依然受診率が低いようです。結核検診は、

三崎町に 国土調査課発足

一月四日付で三崎町役場に、「国土調査課」という新しい課が設けられました。

課長に前町民生活課長の宮本克己が就任した。

新しい仕事に課員一同大いにハッスルしています。

まず新設課の仕事始めとして大変重要である三崎町の地籍調査を行うことになりました。「地籍調査」は新しい町づくりの礎となります。これまで私たちの町をよりよいものにし、又生活を安定させるために、道路などいろいろな公共事業がすすめられてきました。又これからの町づくりのための事業計画もたてられています。

これらの計画を実行に移すためには、その基礎となる正確な資料を整えなければなりません。

このために、私たちの町では十ケ年の計画で地籍調査を行うことになりました。

この調査は土地の国勢調査ともいうべきもので国土調査の一つとして行なわれる大切な調査です。

今まで私たちの土地戸籍ともいうべき土地台帳や字限図（野取図）は明治の初めに地祖をとりたてるための目的でできたため、当時の測量技術の幼稚さと長い年月を経たため現況と相違するものが多く、今では図面はあまりあてにならなくなり、大切な土地の境界争いの原因ともなっています。

地籍調査とは正しい測量によって、新しい地籍図と地籍簿を作り、皆さんの土地の正しい位置、形、地番、地目、面積を明らかにするための調査なのです。

これができると、農道や交換分合、開こんなどの土地改良事業や土木事業などいろいろな建設事業の計画を立てたり、事業をしたりするのにも大変役立つとともに、正確な土地境界が作られますので自分の大切な土地を正しく護ることができます。

又これまで未整理であった農道などの潰地もきれいに整理されることになります。新しい町づくりのための、生きた資料作成にどうかご協力下さい。

美術、書道、写真展の作品募集

!!さあ、出かけよう町民会館へ!!

町民会館の効果的利用と、住民の芸術、文化意識の向上をねらいに、今年度より新しい文化活動といたしまして、全住民対象の作品展を催します。

多数の作品を寄せていただくようお待ちしています。

尚、くわしいことは三崎町教育委員会の方へ問い合わせ下さい。

展示物作品の年間計画

月別	作品内容	対象者
五・六月	美術展	小・中学生・一般
七・八月	書道展	小・中学生・一般
九・十月	写真展	一般
十一・十二月	美術展	小・中学生・一般
一～三月	写真・書道展	小・中学生・一般

主婦のパートと税金

最近の人手不足を反映して，企業では主婦のパートタイマーを求めることが多くなっています。主婦の方も，子供に手がかからなくなってくると企業の求めに応じて働くかたがふえてきています。

主婦がパートで働く一番の目的は収入を得ることですが，なかには社会とのふれあいを持つために働くというかたもあり，その目的はさまざまです。

ところで，**収入**のあるところについてまわるのが**税金の問題**です。そこで主婦がパートで働いたときの収入と所得税の関係について説明しましょう。

所得税は，一年間の所得金額から配偶者控除，扶養控除，基礎控除などを差し引いて計算します。

主婦のパートによる収入でも，定められた額を超えた場合は，夫の所得税の計算のときに配偶者控除が受けられなくなったり，パート収入に対して所得税がかかることになります。

～これだけは知っておきましょう～

次のパート収入と所得税の関係をよく知って，あなたの一番お得な方法を選んでください。

★ 主婦のパート収入が年間 ~~34万2,000~~ 637,600 円（月平均 ~~2万8,500~~ 53,100円）より少ないときは，ほかの所得がなければ配偶者控除が受けられる。

★ 主婦のパート収入が年間 ~~34万2,000~~ 670,000 円（月平均 ~~3万4,300~~ 56,800円）より少ないときは，配偶者控除は受けられないが，パート収入に所得税はかからない。

★ 主婦のパート収入が年間 ~~41万2,000~~ 671,000 円以上のときは，配偶者控除が受けられないのはもちろん，パート収入に対して所得税がかかる。

母子栄養食品支給事業実施要綱の改正について

この事業はすでに御承知のこととおもいますが、母子保健指導における最も基本的なものの一つである。栄養改善指導の一環として妊産婦および乳幼児に対して、その栄養の強化のために必要な食品を無償で支給するものであります。支給者は、生活保護法による被保護世帯（単独世帯を含む）当該年度分の市町村民税非課税世帯および前年度分の所得税非課税世帯の妊産婦および、乳幼児となっております。

支給期間は、原則として、妊産婦については、六ヶ月間、産婦については、三ヶ月間とし、乳幼児については、生後、四ヶ月以後、九ヶ月間となっています。ただし、支給の始期、終期、および支給の停止については次のようになっています。妊婦については、支給申請書を受理した日の属する月の翌月初日から支給を開始し、出産（死産を含む）した日の属する月の末日までとなっています。ただし、申請を受理した日の属する月において妊娠三ヶ月に達しない場合は、妊娠三ヶ月に達する日の属する月の翌月初日から支給することとなっています。産婦については出産した日の属する月の翌月初日から三ヶ月間、乳幼児については、出生後、満四ヶ月目の属する月の初日から支給を開始し、向う九ヶ月間となります。ただし、出生した日の属する月から数えて、五ヶ月以後において申請を受理した場合は、申請を受理した日の属する月の翌月初日から支給します。なお乳幼児の健康状態等により、特に支給開始日を延期する必要があると認められるときは、支給開始日を六ヶ月間の範囲内において延期することができます。

支給の申請、母子栄養食品の支給を希望する妊産婦、又は乳幼児の保護者は、母子栄養食品支給申請書に母子健康手帳を添えて、町長に申請しなければなりません。

以上、抜萃して申し上げましたが、くわしくくしりたい方は、役場保険衛生課まで、お問い合せ下さい。

犬の危害防止に協力を

愛媛県犬の危害防止条例が、昨年九月十三日から施行されたので、犬の飼い主は次のことを必ず守って下さい。

①犬の正しい飼い方

飼い犬以外の犬及び留違反の犬は、野犬として処置されますので御注意ください。

②犬を捨てないようにしましょう

不用犬は、町役場で買いあげていますから、飼い主の責任において持参してください。

③犬には登録予防注射を受けましょう

生後三ヶ月以上の犬は、町役場に届出て、必ず登録しなければなりません。

予防注射は、年二回行いますが、もれなく予防注射を受けてください。

飼い犬には、表示をしましょう。

飼い犬には、首輪などに飼い主の氏名を、門戸には飼い犬の標識（六センチメートル正方形、字色赤）を掲示して下さい。

飼い犬は、適正な飼育管理をしましょう。

犬舎は清潔に、犬を運動させるときは、ふんの処理を衛生的にしてください。

野犬掃とう

皆んなで野犬をなくしましょう。

野犬は地域別にいっせい掃とうを行います。捕獲箱の使用、薬殺などを実施しますので、犬の危害防止のため、皆んなで御協力ください。

上記の飼い主の義務違反者は、罰則が強化されたので特に御注意ください。

不用犬の買上げ金額が改正になりました。

今までは、一頭三〇〇円でしたが、四十八年九月一日より五〇〇円になりました。不用犬の買上げ日は、次の通りですが、四十八年度までは月二回、回収していましたが、県回収車の都合もあり、四十九年度より月一回となりましたので回収日の前日又は回収日の午前中持参下さい。

回収日は、五月十日　六月七日　七月五日　八月二日　九月六日　十月四日　十一月一日　十二月六日　二月七日　三月七日　となっております。

人権問題で悩んでおられる方はお気軽にどうぞ無料ですよ

特設人権相談開催

六月の予定

- 借地・借家のもめごと
- 境界のあらそい
- 家庭のなやみ
- 公害（騒音、悪臭等）
- 不当な差別
- 村八分
- 自由の侵害
- 公務員の職権乱用
- 裁判をしたいが金がない……等々

担当は

法務局職員か人権擁護委員が相談相手になります

地元人権委員は

二名津　中川　次雄
三　崎　阿部ヱミコ

主催は

県人権擁護委員連合会

後援は

松山地方法務局
三崎町

尚、法務局及び人権擁護委員は毎日相談に応じています。

自衛隊員募集

期日　4月1日～6月30日
（毎週火曜日）
場所　八幡浜保健所
尚，くわしく知りたい方は町役場民生課まで連絡下さい。

青空駐車が禁示になりました！

車をおもちの方は，必ず車を保管する場所を確保して下さい。

――八幡浜警察署――

◉道路を車庫代りにすることはできません。

違反すると、三ヶ月以下の懸役、三万円以下の罰金に処せられます。

◉道路上の同一場所に引き続き十二時間以上駐車することはできません。

違反すると、三万円以下の罰金に処せられます。

◉夜間道路上の同一場所に引き続き八時間以上駐車することはできません。

違反すると、三万円以下の罰金に処せられます。

八幡浜交通安全協会